

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 27 年 11 月 18 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京) (受) 第 1500552 号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京) (厚) 第 1500172 号

第1 結論

請求者のA社における平成15年8月25日及び平成16年2月25日の標準賞与額を5万1,000円、平成16年8月25日の標準賞与額を6,000円とすることが必要である。

平成15年8月25日、平成16年2月25日及び平成16年8月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月25日、平成16年2月25日及び平成16年8月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年8月25日
② 平成16年2月25日
③ 平成16年8月25日

年金事務所からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間①、②及び③に支給された賞与の記録がないことを知った。調査の上、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の代表清算人から提出された資料により、請求期間①、②及び③に請求者に支給された賞与から控除されたと考えられる社会保険料の合計金額が確認でき、同資料から、請求期間③に請求者に支給された賞与額及び社会保険料控除額が確認できる。

また、請求者は、請求期間①及び②に支給された賞与額はおおむね同額であったと陳述しているところ、上記資料により確認できる社会保険料の合計金額を基に算出した賞与額は請求者が陳述している賞与額とおおむね一致している。

これらを総合的に判断すると、請求者は、請求期間①、②及び③にA社から賞与の支給を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準賞与額については、上記資料及び請求者の陳述により算出した賞与額

から、請求期間①及び②は5万1,000円、請求期間③は6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500685号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500173号

第1 結論

請求者のA社における平成16年8月25日の標準賞与額を1万円に訂正することが必要である。

平成16年8月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成16年8月25日

年金事務所からのお知らせにより、A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された賞与の記録がないことを知った。賞与が支給されたことが確認できる給与明細書を提出するので、当該賞与を記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与明細書及びA社の代表清算人から提出された資料により、請求者は、平成16年8月25日に1万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料(679円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500043号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500174号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社B工場(後に、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和21年3月18日、喪失年月日を昭和21年12月30日に訂正し、昭和21年3月から同年4月までの標準報酬月額を30円とし、昭和21年5月から同年11月までの標準報酬月額を240円とすることが必要である。

昭和21年3月18日から同年12月30日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(子)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和21年3月18日から昭和26年1月1日まで

日本年金機構に母の年金記録を照会したところ、A社B工場において昭和21年3月18日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している記録は確認できるが、資格喪失日が確認できない旨の連絡があった。以前に母から、結婚する少し前の時期まで仕事をしていたと聞いたことがあるので、請求期間を被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、昭和21年3月18日から同年12月30日までの期間について、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿のうち、訂正請求記録の対象者の氏名、生年月日及び厚生年金保険被保険者記号番号(以下「記号番号」という。)の記載されている健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿①」という。)には、資格取得年月日は昭和21年3月18日と記載されているものの、資格喪失年月日が記載されていない。

また、訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者台帳にも、資格取得年月日は昭和21年3月18日と記載されているものの、資格喪失年月日が記載されていない。

一方、A社B工場に係る訂正請求記録の対象者と同姓同名の被保険者を含む複数の者について、生年月日及び記号番号が記載されていない健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿②」という。）において、訂正請求記録の対象者の氏名、資格取得年月日及び標準報酬等級が同一である記録が確認でき、その記録には、資格喪失年月日が昭和21年12月30日と記載されている。

さらに、被保険者名簿②における複数の者について、氏名、資格取得年月日及び資格取得時の標準報酬等級が、被保険者名簿①と一致している。

以上のことから判断すると、被保険者名簿②に記載されている訂正請求記録の対象者と同姓同名の厚生年金保険被保険者資格記録は、訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者資格記録であると認められ、請求期間当時、社会保険事務所（当時）における年金記録の管理が適切に行われていなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主が、訂正請求記録の対象者について、昭和21年3月18日を厚生年金保険被保険者資格の取得年月日とし、昭和21年12月30日を喪失年月日とする届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められ、請求者のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和21年3月18日、喪失年月日を昭和21年12月30日とすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿①及び被保険者名簿②の記録から、昭和21年3月から同年4月までは30円、昭和21年5月から同年11月までは240円とすることが必要である。

請求期間のうち、昭和21年12月30日から昭和26年1月1日までの期間について、A社B工場が加入していたD健康保険組合は、記録の保存期限経過のため、訂正請求記録の対象者の組合員期間を確認できないとしている。

また、A社B工場は既に適用事業所ではなくなっており、C社の営業の譲渡を受けたとするE社の担当者は、当時の資料は引き継がれていないとしていることから、当該期間に係る訂正請求記録の対象者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、被保険者名簿①及び被保険者名簿②において、請求期間に被保険者記録の確認できる複数の従業員に照会を行ったが、回答があった従業員のうち訂正請求記録の対象者を記憶している者はおらず、訂正請求記録の対象者の昭和21年12月30日から昭和26年1月1日までの期間に係る勤務実態について確認することができない。

このほか、訂正請求記録の対象者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として昭和21年12月30日から昭和26年1月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500498号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500171号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和20年4月5日から同年6月5日まで
② 昭和21年3月から昭和23年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②の厚生年金保険の加入記録がない。請求期間に勤務していたことは確かなので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認め、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出のあったA社に係る勤労成績書により、請求者が請求期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社は、請求期間①当時の厚生年金保険関係資料を保有しておらず、請求者も給与明細書等の保険料控除について確認できる資料を保有していないことから、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認することができない。

また、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、請求期間①当時に被保険者記録がある複数の従業員に照会したところ、同社において請求者と同じC職であった旨回答のあった従業員は、自身の入社は昭和20年4月であった旨回答しているものの、昭和20年10月に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、厚生年金保険に加入していない期間について、厚生年金保険料は控除されていなかった旨陳述している。

請求期間②について、上記被保険者名簿において、当該期間当時に被保険者記録がある複数の従業員の陳述から、勤務期間は特定できないものの、請求者が当該期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は、請求期間②当時の厚生年金保険関係資料を保有しておらず、請求者も給与明細書等の保険料控除について確認できる資料を保有していないことから、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険の取扱い及び保険料控除について確認することができない。

また、上記複数の従業員のうち、A社において請求者と同じC職であった旨回答のあった従業員は、自身の入社は昭和22年4月であった旨回答しているものの、昭和23年3月に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、請求者は、厚生年金保険記号番号払出簿の記録から、D社（現在は、B社）において他の従業員8人とともに同時期に連番で払出しを受け、昭和23年10月1日に被保険者資格を取得したことが確認できる上、厚生年金保険被保険者台帳の記録から、同社において昭和23年10月1日に被保険者資格を取得したことが確認でき、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る記録は、いずれもオンライン記録により確認できる昭和23年10月1日と一致している。

これらのことから、A社では、請求期間①及び②当時は入社してから相当期間経過後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500636号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500175号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年12月1日から平成12年3月9日まで

A社の代表取締役として勤務した期間のうち、請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額が低く記録されている。社会保険事務所(当時)の徴収職員により未納社会保険料整理のために事業主の報酬を下げる届出をするよう指示があり、会計担当職員がやむなく届出を提出してしまったと思われる。確定申告書を提出するので、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に記録を見直し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、当初59万円と記録されていたが、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成12年3月9日より後の同年4月4日付けで、平成11年10月の定時決定を取り消し、平成10年12月1日に遡って9万2,000円に減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、請求者から提出された平成10年分及び平成11年分の所得税の確定申告書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高いことが確認できる。

一方、A社に係る閉鎖事項全部証明書によると、請求者は、請求期間及び減額訂正処理日において同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、請求者は、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなる手続については自身で行ったものの、標準報酬月額の減額訂正手続には関与していない旨陳述しているが、請求期間当時に社会保険料の滞納があったことを認めており、自身が同社の代表者印を管理し、同社を整理している頃に会計担当職員に預けることがあったが、当該職員自身が判断して代表者印を押すことはなかった旨陳述していることから、請求者は、同社の代表取締役として、請求期間に係る自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の見直しを認めることはできない。